

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

佐賀県人事委員会委員長 内 田 信 子

佐賀県人事委員会規則第19号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成 2 年佐賀県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（やむを得ない事情） 第 2 条 県職員給与条例第10条の 2 第 1 項及び第 3 項並びに学校職員給与条例第11条の 4 第 1 項及び第 3 項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 （1） 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 （2）～（5） 略 <u>（人事委員会規則で定める法人）</u> 第 5 条 県職員給与条例第10条の 2 第 3 項及び学校職員給与条例第 11 条の 4 第 3 項のその業務が県の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。 （1） 沖縄振興開発金融公庫 （2） <u>国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第 9 号の 2 各号に掲げる法人</u> （3） <u>佐賀県職員の退職手当に関する条例（昭和28年佐賀県条例第 59号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する地方公社</u> （4） <u>公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則（平成14年佐賀県人事委員会規則第 3 号）別表第 2 に掲げる法人</u>	（やむを得ない事情） 第 2 条 県職員給与条例第10条の 2 第 1 項及び学校職員給与条例第 11 条の 4 第 1 項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 （1） 配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 （2）～（5） 略 第 5 条 削除

改正前	改正後
(5) <u>前各号に掲げる法人のほか、人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの</u> (権衡職員の範囲等) 第6条 県職員給与条例第10条の2第3項及び学校職員給与条例第11条の4第3項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、<u>人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者とする。</u> 2 県職員給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員及び学校職員給与条例第11条の4第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 <u>ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと。</u> <u>イ・ウ 略</u> (2)～(6) 略 (7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「<u>国家公務員、地方公務員（職員を除く。）又は第5条各号に掲げる法人に使用される者であつ</u>	(権衡職員の範囲等) 第6条 県職員給与条例第10条の2第3項及び学校職員給与条例第11条の4第3項の<u>人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第2条に規定するやむを得ない事情とする。</u> 2 県職員給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員及び学校職員給与条例第11条の4第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 <u>ア・イ 略</u> (2)～(6) 略 (7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「<u>新たに給料表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い</u>」と、「第2条」とある

改正前	改正後
た者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員 (8) 略 (支給の始期及び終期) 第10条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに県職員給与条例第10条の2第1項若しくは第3項又は学校職員給与条例第11条の4第1項若しくは第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が県職員給与条例第10条の2第1項若しくは第3項又は学校職員給与条例第11条の4第1項若しくは第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第8条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 略	のを「前項」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員 (8) 略 (支給の始期及び終期) 第10条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに県職員給与条例第10条の2第1項若しくは第3項又は学校職員給与条例第11条の4第1項若しくは第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が県職員給与条例第10条の2第1項若しくは第3項又は学校職員給与条例第11条の4第1項若しくは第3項に規定する要件を欠くに至った日（<u>人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日</u>）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第8条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の単身赴任手当に関する規則第6条第2項第7号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 3 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（令和5年佐賀県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
附 則 <u>（施行期日）</u> 1 略 <u>（経過措置）</u> 2 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、この規則による改正後の単身赴任手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが改正後の規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により採用された職員をいう。）は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員及び佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）第11条の4第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。 <u>(1) 改正法附則第4条第1項又は第6条第1項の規定による採</u>	附 則 略

改正前	改正後
<u>用（改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧地公法」という。）第28条の2第1項の規定により退職した日（旧地公法第28条の3又は改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び旧地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項又は改正法附則第4条第1項若しくは第6条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。</u> <u>(2) 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定による採用（改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地公法」という。）第28条の6第1項の規定により退職した日（新地公法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び新地公法第22条の4第1項又は改正法附則第4条第2項若しくは第6条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。</u> <u>3 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新地公法第22条の4第1項の規定により採用された職員に対する改正後の規則第6条第2項の規定の適用については、同項第1号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。</u> <u>4 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の単身赴任手当に関する規則第6条第2項第1号アに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。</u>	